

古賀市子ども・子育て会議 議事録（平成 26 年度第 2 回）

開催日時		平成 26 年 11 月 18 日（火） 19：00～20:25		
開催場所		サンコスモ古賀 201 研修室	公開の可否	可
事務局		保健福祉部子育て支援課	傍聴者数	0 人
公開しなかった理由				
出席者	委 員	石丸貴子委員、角森輝美委員、梯裕子委員、加藤典子委員、桑野嘉津子委員、下川由貴子委員、末次威生委員、薄秀治委員、高橋千里委員、高原康吉委員、中田拓弥委員、松尾美恵子委員、大和郁雄委員		
	事務局	中野保健福祉部長、水野子育て支援課長、富本鹿部保育所長、中村恵保育所長、澤木家庭支援係長、松岡こども係長、竹下こども係係員、馬渡こども係係員、平川こども係係員		
	その他			
議題等		1. 前回議事について ①条例の概要について ②保育所入所要件について 2. 子ども・子育て支援事業計画について ①第 1 章 ②第 2 章		
配布資料		・次第 ・古賀市子ども・子育て支援事業計画（骨子案） ・保育所入所要件について		

古賀市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 2 回）（会議概要）

○次第

（事務局）

- ・会長が現時点で来られていないので、事前に事務局でお願いしている委員に会長代行をお願いしたいが、よろしいか。

（一同異議なし）

（事務局）

- ・それでは、会長が来られるまでの間、高原委員に議長を務めていただきたい。どうぞ、よろしくお願いします。

（会長代行）

- ・15 名中 12 名が出席されているので、子ども・子育て会議条例に基づき、会議が成立していることを報告する。また、本日の会議録の署名委員は薄委員となっているので、よろしくお願いします。

2 古賀市あいさつ

3 議事

（1）前回議事について

①条例の概要について

②保育所入所要件について

（事務局）

- ・先週の部会で頂いた主なご意見を紹介したい。
- ・条例については全体的に古賀市として暴力団排除を追加すると説明したところ、暴力団排除の内容はどういうものかとの質問を受けた。暴力団排除の内容としては、役員が暴力団関係者であってはならないという通常の文言を入れる予定である。
- ・学童について、4 年生までから 6 年生に拡大するところの経過措置はあるかとの質問を受けたが、これについては経過措置はない。
- ・学童を増やす経費で他の子育て施策を打ったらどうかとの意見、学童が 5、6 年生も受け入れることは発達障害のボーダーラインになるような児童の保護者は助かるのではないかと意見、幼稚園・保育園を運営している法人と小学生の発達段階に関する研修をしっかりとすべきではないかと意見、DV の家庭や育児疲れの子どもさんの保育所への入所の

あり方を考えてほしいとの意見、台風等で学童が休みになったりするが、働く保護者にとっては大変困るとの意見、家庭保育を大切にしてほしいとの意見を頂いた。

- ・保育所の入所要件に関する主な意見として、「就労要件」についてはなかなか判断が難しいとの意見、「求職活動中での入所」については、就労要件の1カ月は短いのではないかと意見を頂いた。「育児休業中の継続入所」についても、現在、5歳児のみ認めているが、少なくとも3歳児くらいまでは拡大したほうがいいのではないかと意見を頂いた。
- ・意見を踏まえて市で検討し、条例については暴力団排除を追加したり、面積を変更する部分はあるが、基本的に古賀市で出した国の基準に基づく案で進めさせていただきたい。
- ・保育所の入所要件について、「就労要件」については現状と同様の月60時間以上だが、今回は昼休みも含めた月60時間という形で運用したい。
- ・「求職活動中での入所」については、とりあえず、仕事を決めるということは保護者にとってどうかという意見もあった。保護者の就労支援、とりわけ生活困窮者やひとり親家庭の方にとって仕事はかなり重要なものなので、探す時間も取るべきということで、国の見解どおり3カ月という形にしている。
- ・「育児休業中の継続入所」については、現在5歳児のみ認めているが3歳児以上に拡大したい。特例として、「3歳児以上の他に2歳児以下のきょうだい児が在園している場合は2歳児以下のきょうだい児も継続入所を認める」という形で運営したい。3歳児から集団生活が大切で社会性が培われる時期であり、退所による環境変化の影響が大きいのは3歳児以上ではないかと考え、3歳児以上とした。

(会長代行)

- ・まず、条例について、質問等があればお願いします。(特になし)
- ・では、保育所の入所要件について、質問等があればお願いします。

(委員)

- ・「育児休業中の継続入所」について、3歳児以上は社会性の面で継続入所を認めるという案が出され、特例で2歳児以下のきょうだい児も継続入所を認めるということだが、社会性以外の目的で2歳児以下を預かるということか。

(事務局)

- ・上の子は入所、下の子は家庭という形で、きょうだいで違うほうが影響があるのではないかと考えた。

(委員)

- ・3歳から集団生活で社会性を養うというところで、保育所の継続入所はとてもいいと思うが、家庭保育も大事だと感じており、2歳児以下の子が育児休業中の母親と一緒にいる時間をもう少し大事にしてあげられないかと思う。

(委員)

- ・今は育休を2年とか3年取られる方がいると思うが、例えば4歳児が継続したとしても、出産から1年以内ということで、途中でやめないといけなくなる。

(事務局)

- ・復職を条件としているので、1年で復職していただければ、その時点で復帰できる。

(委員)

- ・例えば、育休を2年取る場合は退園という形になるということか。

(事務局)

- ・現在の案ではそうなる。

(委員)

- ・普通の幼稚園でも上の子だけで、下の子は預けない人もいるので、同一家族内で違うという心配は不要かと思う。できれば2歳児までは母親が家にいるならみてほしい。

(事務局)

- ・ご意見として伺い、検討したい。

(会長代行)

- ・選択肢があって、特例に従って2歳児も必ず行かなければならないということではないのではないか。

(事務局)

- ・そうである。自動的にそうするわけではない。

(委員)

- ・3人以上子どもがいる場合、真ん中の子に親がかかりきれぬ時期が限られるので、一番上の子が保育園に行って下の2人を家庭でみる時間は子どもにとって非常にいいことではないかと思う。それがいいと思えるような支援を私たちはしていったらいいと思う。

(会長代行)

- ・選択肢がある状態を残すか残さないかである。

(委員)

- ・ 家庭保育の大切さを感じているので、できれば家庭でみてほしいという気持ちもあるが、どうしても家庭ではみられない方もいるかと思うので、選択肢が必要かとも思う。

(会長代行)

- ・ 入所要件も現在よりかなり優しい施策になっているのではないかと思うので、育児休業中の継続入所については選択肢があったほうが良いということで、特例を残す方向でどうか。

(委員)

- ・ 親が家にいるのであれば2歳児以下の子は家庭でみていいのではないかと。育児疲れなど事情があるときは、一時預かりやいろいろな制度でフォローできるのではないかと思う。
- ・ 部会では、1年半、2年と育休を長く取る人たちの子が、例えば4歳児で保育園を途中で退所して幼稚園に行っても難しいところがあるので、3歳児以上の子はそれまでの集団を継続したほうが良いという意見だったかと思う。1年半で退所となると、あと半年はどうなるのかと思うので、2歳児以下のきょうだい児を特例として認めるより、育児休業中は認めるとしたほうが良いのではないかと思う。

(事務局)

- ・ 育児休業を取るようにという勧めもあり、一方で、早期復職も求められている。育休中の3年間、保育所で預かり続けるのかというジレンマがあり、他市でも1年のところもかなりあったので、まずは1歳の誕生日までで様子を見たいと考えている。

(会長代行)

- ・ 古賀市の現状から、今の提案でどうかということである。いろいろ意見を踏まえて、最終的には市のほうで案を出していただくということでよろしいか。

(委員)

- ・ 特例の「3歳児以上の他に2歳児以下のきょうだい児が在園している場合は2歳児以下のきょうだい児も継続入所を認める」というのは今までなかったものなので、来年4月から慌ててしなくても、段階的に、来年度の様子を見て、そういう希望が多いなど諸事情が出てくれば、再来年以降の検討課題にするという考え方もあるのではないかと。

(事務局)

- ・ 皆さんの意見を踏まえて、市として判断したい。

(会長代行)

- ・ご意見を受けて市として検討するということである。それでは、次の「(2) 子ども・子育て支援事業計画について」の第1章から、説明をお願いします。

(2) 子ども・子育て支援事業計画について

①第1章

(事務局)

- ・資料に基づき説明

(会長代行)

- ・ただ今の説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。
- ・6ページの「(1) 計画の策定体制」の図では、「古賀市子ども・子育て会議」から「古賀市子ども・子育て支援事業計画」に矢印があり、子ども・子育て会議が事業計画を提案しているように誤解を招くのではないか。

(事務局)

- ・検討したい。

(会長代行)

- ・他にご意見はないか。では、第2章の説明をお願いします。

②第2章

(事務局)

- ・資料に基づき説明

(会長代行)

- ・ただ今の説明について、ご質問があればお願いします。
- ・15ページの「未婚者数」の未婚者とは結婚を一度もしていないということか。それとも、調査の時点で結婚していないということか。

(事務局)

- ・未婚者とは、調査時点で独身の人である。

(会長代行)

- ・25～39歳の未婚率が10ポイント以上増加しているということは、若年で離婚する人が増えているのではないか。未婚率が伸びているから出生率に影響を与えているとはならない。何を意図して「10ポイント以上増加」と入れているのか、少し疑問である。

(委員)

- ・今、保育園児・幼稚園児は増加傾向にあり、小学生は横ばい、中学生は減少ということで、古賀市の現在の居住者だけで子育てを捉えていくのか、古賀市全体として子育て人口を増やすことを考えていくのか。古賀市が他とは違う子育ての計画を推進していくことで、古賀市を離れていた人や市外の人が入ってきて変化は出てくると思う。現状だけを考えるのではなく、5年先のことまで考えていくことも大事ではないかと思う。

(事務局)

- ・これはあくまで現在の実績の数なので、これからの子育て施策で子育てしやすいまちをつくることで、外からの転入者を増やすことを目指していきたい。

(委員)

- ・18、19ページを見て意外に幼稚園は多いと感じた。以前、保育所は入所希望者が増え、施設の改修によって定員を増やしているという説明があったが、幼稚園も暁の星幼稚園以外の3園は定員がかなり増えている。幼稚園も施設の改修等をしているのか。

(事務局)

- ・幼稚園は文科省の管轄なので、増築等の実態は把握していない。

(会長代行)

- ・古賀市においては学校教育課が把握しているのか。

(事務局)

- ・担当課は子育て支援課だが、幼稚園の施策は就園奨励費を出しているだけで、県と幼稚園で直接やりとりされているので、市として把握していない。

(委員)

- ・定員増は私立幼稚園の場合は県の私学振興課に申請し、グラウンドの広さ等を満たして私学審議会を通れば定員増できる仕組みなので、古賀市に申請することもなく、増築するために古賀市から補助金をもらうこともないために、そのような状況になっている。だんだん低年齢化して3歳児の入園が増えてきている状況から、定員増になっているのではないかと考えている。

(委員)

- ・ 12 ページの「(5) ひとり親世帯の推移」の表について、この表だけでは全体に占めるひとり親世帯の割合が分からない。10 ページの「男親と子ども」、「女親と子ども」のデータ等を踏まえ、子どもがいる全世帯に対するひとり親世帯の割合があれば、保育所の入所要件や学童保育の充実を審議する上で分かりやすいかと思う。

(事務局)

- ・ できる限り、今のご意見に即したようなグラフにしたい。

(会長代行)

- ・ 10 ページの「男親と子ども」「女親と子ども」の世帯数の合計がひとり親世帯か。

(事務局)

- ・ 10 ページは古賀市の全世帯で、12 ページは 18 歳以下のお子さんを持つ家庭である。

(会長代行)

- ・ 「男親と子ども」といえば、18 歳以下とか 15 歳以下の子供とも思うので、誤解を招くのではないか。

(事務局)

- ・ データの詳細を付け加えたい。

(委員)

- ・ 18、19 ページの保育所・幼稚園の定員数は、見た感じでは定員オーバーという印象があるが、基準内であることを明記すれば安心するのではないかと思う。

(事務局)

- ・ 基準が難しいが、分かるように検討したい。

(会長代行)

- ・ 20、21 ページに小・中学校の生徒数が記載されているが、学級数は載せる意味がないので削除してもいいかと思う。

(事務局)

- ・ 検討したい。

(委員)

- ・ 19 ページの「(2) 幼稚園の状況」について、私立幼稚園になると近隣市町から来る子も

カウントされているので、市内のみの人数が出れば、幼稚園・保育園が増加して小・中学校が横ばいになっているという数値が変わってくるかと思う。

(事務局)

- ・難しい部分はあるが、できる限り努力したい。

(委員)

- ・就園奨励費の状況で古賀市のみの人数が分かるのではないか。

(事務局)

- ・過去のデータなので即答できないが、調べる。

(委員)

- ・古賀特別支援学校には古賀市民もかなり通っていると思うので、できれば支援学校の児童・生徒も入れてほしい。

(事務局)

- ・調べて掲載するようにしたい。

(会長代行)

- ・厳密に言えば、中学校もここに挙がっている数字が全て古賀市内在住ではなく、全てを把握するのは大変と思うので、できる限り載せていただければと思う。
- ・それでは、次の「4. その他」について、事務局から願います。

4 その他

(事務局)

- ・あとで意見が出てくれば、今週中に電話、メール、FAX等で連絡いただきたい。

(会長代行)

- ・この場で出た意見を皆で共有するべきではないか。

(事務局)

- ・意見が出れば次回報告させていただく。

(会長代行)

- ・次回は12月2日(火)午後7時～に決定。
- ・本日の議事はこれで終了する。

(事務局)

- ・次回会議については、会長のご意向を確認し、極力、出席いただくようにしたい。
 - ・タイトなスケジュールで進め、十分なご意見を述べられずに進んでいるという感想をお持ちかと思うので、次回の会議でお知らせすることを前提に随時ご意見等を受け付けたい。
- 本日はありがとうございました。

(閉 会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会長代行

署名委員